令和７年６月１３日招集

第２回見附市議会定例会提出議件

見　附　市

市　長　提　出　議　件

議第３７号　　専決処分について（見附市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議第３８号　　専決処分について（見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

議第３９号　　専決処分について（見附市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について）

議第４０号　　専決処分について（見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議第４１号　　専決処分について（令和６年度見附市一般会計補正予算（第１１号））

議第４２号　　見附市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第４３号　　見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第４４号　　見附市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第４５号　　見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第４６号　　見附市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議第４７号　　見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第４８号　　令和７年度見附市一般会計補正予算（第１号）

議第４９号　　令和７年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議第５０号　　工事請負契約の締結について

議第５１号　　財産の取得について

議第５２号　　令和７年度見附市一般会計補正予算（第２号）

議第５３号　　令和７年度見附市水道事業会計補正予算（第１号）

議第３７号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、見附市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

専決第２号

見附市税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年３月３１日専決

見附市長　　稲　田　　亮

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和３６年見附市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を見附市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第９条中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第２２条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２２条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第１０号中「第７８条第２項第２号及び第３号」を「第７８条第２項第２号から第４号まで」に改め、「同条第３項及び」を削る。

第２５条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２５条の３の２第１項第３号及び第２５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額

が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、第２５条の２第８項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第２５条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第２５条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第５１条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第７０条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「リットルまでのもの」を「リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）」に、「キロワットまでのもの」を「キロワット以下のもの」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第７８条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第７０条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第７９条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１２６条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

附則第４条の３を削り、附則第９条の２第２２項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２３項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第９条の３第１５項を同条第１６項とし、同条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に法施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１５条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１５条の２の２　令和８年４月１日以後に第８１条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第８１条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８３条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第８１条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻

いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２２条の２、第２５条の２第１項ただし書、第２５条の３の２第１項第３号及び第２５条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定（同条第２項に係る部分を除く。）　令和８年１月１日

（２）　第２２条の７第１項の改正規定及び附則第４条の３を削る改正規定並びに附則第３条第２項の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（３）　附則第１５条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

（４）　第７条及び第９条の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は前条第４号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第２２条の２及び第２５条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における新条例第２２条の７第１項の規定の適用については、同項第１０号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

３　令和８年度分の個人の住民税に係る申告書の提出に係る新条例第２５条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定扶養親族をいう。第２５条の３の２第１項第３号及び第２５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

４　新条例第２５条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第２５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

５　新条例第２５条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２５条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２５条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条　新条例第７０条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１５条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、市税条例第８１条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第８３条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１５条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　市税条例第８３条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１５条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）　新条例附則第１５条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第３８号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

専決第３号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年３月３１日専決

見附市長　　稲　田　　亮

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和５３年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第６項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１６項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の見附市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第３９号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、見附市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

専決第４号

見附市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市入湯税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年３月３１日専決

見附市長　　稲　田　　亮

見附市入湯税条例の一部を改正する条例

見附市入湯税条例（平成７年見附市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第４０号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

専決第５号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年３月３１日専決

見附市長　　稲　田　　亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和３４年見附市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２４条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第４１号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和６年度見附市一般会計補正予算（第１１号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

専決第６号

令和６年度　見附市一般会計補正予算（第１１号）

令和６年度見附市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，０００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，８０１，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和７年３月３１日専決

新潟県見附市長　　稲　田　　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 地方譲与税		157,500	△1,143	156,357
	1 地方揮発油譲与税	37,000	△406	36,594
	2 自動車重量譲与税	114,000	△2,022	111,978
	3 森林環境譲与税	6,500	1,285	7,785
3 利子割交付金		1,000	596	1,596
	1 利子割交付金	1,000	596	1,596
4 配当割交付金		21,000	13,680	34,680
	1 配当割交付金	21,000	13,680	34,680
5 株式等譲渡所得割交付金		14,500	28,473	42,973
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,500	28,473	42,973
6 法人事業税交付金		72,000	9,512	81,512
	1 法人事業税交付金	72,000	9,512	81,512
7 地方消費税交付金		957,900	41,030	998,930
	1 地方消費税交付金	957,900	41,030	998,930
8 環境性能割交付金		13,400	3,832	17,232
	1 環境性能割交付金	13,400	3,832	17,232
9 地方特例交付金		209,201	6,887	216,088
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	6,887	6,887
10 地方交付税		4,913,004	76,462	4,989,466
	1 地方交付税	4,913,004	76,462	4,989,466
11 交通安全対策特別交付金		2,990	286	3,276
	1 交通安全対策特別交付金	2,990	286	3,276
18 繰入金		1,731,500	△184,615	1,546,885
	2 基金繰入金	1,670,700	△184,615	1,486,085
歳　入　合　計		20,806,000	△5,000	20,801,000

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 農林水産業費		456,910	1,285	458,195
	2 林業費	14,894	1,285	16,179
12 公債費		1,701,786	△6,285	1,695,501
	1 公債費	1,701,786	△6,285	1,695,501
歳　出　合　計		20,806,000	△5,000	20,801,000

第 2 表　繰越明許費補正

追 加

款	項	事　業　名	金　額
			千円
7　商工費	1　商工費	その他商工業振興事業	39
合　計			39

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 地方譲与税	157,500	△1,143	156,357
3 利子割交付金	1,000	596	1,596
4 配当割交付金	21,000	13,680	34,680
5 株式等譲渡所得割交付金	14,500	28,473	42,973
6 法人事業税交付金	72,000	9,512	81,512
7 地方消費税交付金	957,900	41,030	998,930
8 環境性能割交付金	13,400	3,832	17,232
9 地方特例交付金	209,201	6,887	216,088
10 地方交付税	4,913,004	76,462	4,989,466
11 交通安全対策特別交付金	2,990	286	3,276
18 繰入金	1,731,500	△184,615	1,546,885
歳　入　合　計	20,806,000	△5,000	20,801,000

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
6 農林水産業費	456,910	1,285	458,195
12 公債費	1,701,786	△6,285	1,695,501
歳　出　合　計	20,806,000	△5,000	20,801,000

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,285	0
			△6,285
0	0	1,285	△6,285

2　歳　入

（款）　　2　地方譲与税

（項）　　1　地方揮発油譲与税

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計
2			地方譲与税	157,500	△ 1,143	156,357
	1		地方揮発油譲与税	37,000	△ 406	36,594
		1	地方揮発油譲与税	37,000	△ 406	36,594
	2		自動車重量譲与税	114,000	△ 2,022	111,978
		1	自動車重量譲与税	114,000	△ 2,022	111,978
	3		森林環境譲与税	6,500	1,285	7,785
		1	森林環境譲与税	6,500	1,285	7,785
3			利子割交付金	1,000	596	1,596
	1		利子割交付金	1,000	596	1,596
		1	利子割交付金	1,000	596	1,596
4			配当割交付金	21,000	13,680	34,680
	1		配当割交付金	21,000	13,680	34,680
		1	配当割交付金	21,000	13,680	34,680
5			株式等譲渡所得割交付金	14,500	28,473	42,973
	1		株式等譲渡所得割交付金	14,500	28,473	42,973
		1	株式等譲渡所得割交付金	14,500	28,473	42,973
6			法人事業税交付金	72,000	9,512	81,512
	1		法人事業税交付金	72,000	9,512	81,512
		1	法人事業税交付金	72,000	9,512	81,512
7			地方消費税交付金	957,900	41,030	998,930
	1		地方消費税交付金	957,900	41,030	998,930
		1	地方消費税交付金	957,900	41,030	998,930
8			環境性能割交付金	13,400	3,832	17,232
	1		環境性能割交付金	13,400	3,832	17,232
		1	環境性能割交付金	13,400	3,832	17,232
9			地方特例交付金	209,201	6,887	216,088

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 地方揮発油譲与税	△ 406	1 地方揮発油譲与税	△ 406
1 自動車重量譲与税	△ 2,022	1 自動車重量譲与税	△ 2,022
1 森林環境譲与税	1,285	1 森林環境譲与税	1,285
1 利子割交付金	596	1 利子割交付金	596
1 配当割交付金	13,680	1 配当割交付金	13,680
1 株式等譲渡所得割交付金	28,473	1 株式等譲渡所得割交付金	28,473
1 法人事業税交付金	9,512	1 法人事業税交付金	9,512
1 地方消費税交付金	41,030	1 地方消費税交付金（一般財源分） 2 地方消費税交付金（社会保障財源分）	18,196 22,834
1 環境性能割交付金	3,832	1 環境性能割交付金	3,832

２款　地方譲与税　　３款　利子割交付金　　４款　配当割交付金　　５款　株式等譲渡所得割交付金
６款　法人事業税交付金　　７款　地方消費税交付金　　８款　環境性能割交付金　　９款　地方特例交付金

（款）　　９　地方特例交付金
（項）　　２　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計
	2		新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	6,887	6,887
		1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	6,887	6,887
10			地方交付税	4,913,004	76,462	4,989,466
	1		地方交付税	4,913,004	76,462	4,989,466
		1	地方交付税	4,913,004	76,462	4,989,466
11			交通安全対策特別交付金	2,990	286	3,276
	1		交通安全対策特別交付金	2,990	286	3,276
		1	交通安全対策特別交付金	2,990	286	3,276
18			繰入金	1,731,500	△ 184,615	1,546,885
	2		基金繰入金	1,670,700	△ 184,615	1,486,085
		1	財政調整基金繰入金	1,099,229	△ 192,647	906,582
		7	ふるさと応援基金繰入金	50,002	8,032	58,034

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,887	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 6,887
1 地方交付税	76,462	1 普通交付税 60,764 2 特別交付税 15,698
1 交通安全対策特別交付金	286	1 交通安全対策特別交付金 286
1 財政調整基金繰入金	△ 192,647	1 財政調整基金繰入金 △ 192,647
1 ふるさと応援基金繰入金	8,032	1 ふるさと応援基金繰入金 8,032

９款　地方特例交付金　１０款　地方交付税　１１款　交通安全対策特別交付金　１８款　繰入金

３　歳　出

（款）　　６　農林水産業費

（項）　　２　林業費

款	項	目	款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
6			農林水産業費	456,910	1,285	458,195	1,285	
	2		林業費	14,894	1,285	16,179	1,285	
		1	林業費	9,297	1,285	10,582	その他 1,285	
12			公債費	1,701,786	△ 6,285	1,695,501		△ 6,285
	1		公債費	1,701,786	△ 6,285	1,695,501		△ 6,285
		2	利子	69,488	△ 6,285	63,203		△ 6,285

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
24 積立金	1,285	1 森林環境整備基金　1,285 積立金　1,285
22 償還金利子 及び割引料	△ 6,285	1 地方債利子償還金　△ 6,285 償還金　△ 6,285 長期債利子償還金　△ 6,285

６款　農林水産業費　１２款　公債費

議第４２号

見附市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

見附市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（見附市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　見附市職員の育児休業等に関する条例（平成４年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２２条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第２３条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）」に改め、「、勤務時間条例第９条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第２項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２３条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２３条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２３条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２３条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

（２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２３条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じ

ると任命権者が認める事情とする。

第２４条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２５条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２５条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年見附市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、「範囲」を「範囲内又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」に改め、「当該職員が配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

（見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の見附市職員の育児休業等に関する条例第２３条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議第４３号

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「第１９条の２第１項」を「第１９条の３第１項」に改める。

第１９条の３を第１９条の４とする。

第１９条の２第１項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１９条の３とする。

第１９条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１９条の２　任命権者は、見附市職員の育児休業等に関する条例（平成４年見附市条例第１号）第２６条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）　見附市職員の育児休業等に関する条例第２６条第１項の規定による申出

に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１９条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第４４号

見附市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

見附市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年見附市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「若しくは」を「又は」に、「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第２号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を「又は旧大学令による大学」に、「衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「者」の次に「（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第３号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。同号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第８号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（６月以上水道に関する技術上の実務に従事し

た経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第１０号とし、同条第７号中「若しくは第２号」を「から第６号まで」に改め、「及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第９号とし、同条第６号中「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に、「１年以上、」を「２年以上、」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第１号に規定する学校を卒業した者にあっては１年以上、第２号に規定する学校を卒業した者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同号の前に次の１号を加える。

（６）　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第４号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

（４）　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

（１１）　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する

者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

（１）　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に改め、同条に次の２号を加える。

（７）　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（８）　建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４５号

見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について

見附市給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市給水条例の一部を改正する条例

見附市給水条例（平成１０年見附市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４６号

見附市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

見附市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市下水道条例の一部を改正する条例

見附市下水道条例（昭和５６年見附市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に、「もの」を「者」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

（１）　市が実施する工事

（２）　管理者が別に定める軽微な工事

（３）　災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４７号

見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について

見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

見附市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

見附市農業集落排水施設条例（平成８年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「（軽微な変更による工事を除く）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

（１）　市が実施する工事

（２）　管理者が別に定める軽微な工事

（３）　災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４８号

令和７年度　見附市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度見附市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４８，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，１２８，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年６月１３日提出

新潟県見附市長　　稲　田　　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金		3,453,045	34,582	3,487,627
	2 国庫補助金	1,365,533	34,582	1,400,115
15 県支出金		1,533,173	21,777	1,554,950
	2 県補助金	345,300	21,777	367,077
19 繰越金		50,000	14,841	64,841
	1 繰越金	50,000	14,841	64,841
20 諸収入		191,273	16,700	207,973
	4 雑入	135,451	16,700	152,151
21 市債		1,399,400	60,100	1,459,500
	1 市債	1,399,400	60,100	1,459,500
歳　入　合　計		19,980,000	148,000	20,128,000

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		2,765,417	6,702	2,772,119
	1 総務管理費	2,337,693	6,702	2,344,395
3 民生費		7,083,930	5,431	7,089,361
	1 社会福祉費	3,492,744	1,463	3,494,207
	2 児童福祉費	3,322,707	1,681	3,324,388
	3 生活保護費	268,479	2,287	270,766
4 衛生費		1,691,582	6,710	1,698,292
	1 保健衛生費	1,048,481	6,710	1,055,191
6 農林水産業費		446,677	21,319	467,996
	1 農業費	428,911	21,319	450,230
9 消防費		781,781	1,600	783,381
	1 消防費	781,781	1,600	783,381
10 教育費		2,899,850	106,238	3,006,088
	3 中学校費	210,368	34,000	244,368
	4 特別支援学校費	26,694	2,530	29,224
	5 社会教育費	482,915	34,101	517,016
	6 保健体育費	414,945	35,607	450,552
歳　出　合　計		19,980,000	148,000	20,128,000

第２表　地方債補正

追　加

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円			
体育施設整備事業	17,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。

変　更

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起　債 の方法	利　率	償還の方法	限度額	起　債 の方法	利　率	償　還 の方法
	千円				千円			
公民館施設整備事業	25,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。	26,800	変更 なし	変更 なし	変更 なし
図書館施設整備事業	1,600				2,200			
保健福祉センター施設整備事業	900				6,900			
学校施設整備事業	678,400				713,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金	3,453,045	34,582	3,487,627
15 県支出金	1,533,173	21,777	1,554,950
19 繰越金	50,000	14,841	64,841
20 諸収入	191,273	16,700	207,973
21 市債	1,399,400	60,100	1,459,500
歳　入　合　計	19,980,000	148,000	20,128,000

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費	2,765,417	6,702	2,772,119
3 民生費	7,083,930	5,431	7,089,361
4 衛生費	1,691,582	6,710	1,698,292
6 農林水産業費	446,677	21,319	467,996
9 消防費	781,781	1,600	783,381
10 教育費	2,899,850	106,238	3,006,088
歳　出　合　計	19,980,000	148,000	20,128,000

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
458		700	5,544
2,165			3,266
	6,000		710
21,319			0
			1,600
32,417	54,100	16,000	3,721
56,359	60,100	16,700	14,841

２　歳　入

（款）　１４　国庫支出金
　（項）　　２　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
14			国庫支出金	3,453,045	34,582	3,487,627
	2		国庫補助金	1,365,533	34,582	1,400,115
		2	民生費国庫補助金	190,308	2,165	192,473
		3	衛生費国庫補助金	13,019	32,417	45,436
15			県支出金	1,533,173	21,777	1,554,950
	2		県補助金	345,300	21,777	367,077
		1	総務費県補助金	22,842	458	23,300
		5	農林水産業費県補助金	56,714	21,319	78,033
19			繰越金	50,000	14,841	64,841
	1		繰越金	50,000	14,841	64,841
		1	繰越金	50,000	14,841	64,841
20			諸収入	191,273	16,700	207,973
	4		雑入	135,451	16,700	152,151
		4	雑入	134,838	16,700	151,538
21			市債	1,399,400	60,100	1,459,500
	1		市債	1,399,400	60,100	1,459,500
		3	衛生債	98,600	6,000	104,600
		9	教育債	685,700	54,100	739,800

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 社会福祉費補助金	1,874	1 障害者総合支援事業費国庫補助金 2 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	731 1,143
2 児童福祉費補助金	291	1 子ども・子育て支援事業費補助金	291
2 清掃費補助金	32,417	1 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	32,417
1 総務管理費補助金	458	1 消費者行政推進事業等補助金	458
1 農業費補助金	21,319	1 県農林水産業総合振興事業費補助金	21,319
1 繰越金	14,841	1 前年度分	14,841
1 総務費雑入	700	1 （一財）地域創造助成金	700
8 教育費雑入	16,000	1 スポーツ振興くじ助成金	16,000
1 保健衛生債	6,000	1 公共施設等適正管理推進事業債（健康福祉課）	6,000
2 中学校債	32,800	1 公共施設等適正管理推進事業債（教育総務課） 2 緊急自然災害防止対策事業債（教育総務課）	10,000 22,800
3 社会教育債	1,500	1 公共施設等適正管理推進事業債（まちづくり課）	1,500
4 保健体育債	17,600	1 脱炭素化推進事業債（まちづくり課）	17,600
5 特別支援学校債	2,200	1 公共施設等適正管理推進事業債（教育総務課）	2,200

１４款　国庫支出金　１５款　県支出金　１９款　繰越金　２０款　諸収入　２１款　市債

3　歳　出

(款)　　2　総務費

(項)　　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総務費	2,765,417	6,702	2,772,119	1,158	5,544
	1		総務管理費	2,337,693	6,702	2,344,395	1,158	5,544
		1	一般管理費	531,510	5,812	537,322		5,812
		7	情報管理費	332,534		332,534	県支出金 458	△ 458
		11	市民活動推進費	108,189	190	108,379		190
		13	文化ホール費	72,176	700	72,876	その他 700	
3			民生費	7,083,930	5,431	7,089,361	2,165	3,266
	1		社会福祉費	3,492,744	1,463	3,494,207	731	732
		1	社会福祉総務費	1,955,814	1,463	1,957,277	国庫支出金 731	732
	2		児童福祉費	3,322,707	1,681	3,324,388	291	1,390
		2	児童措置費	1,940,901	1,390	1,942,291		1,390

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 報酬	3,929	1 人事管理費　5,182 会計年度任用職員報酬　3,929 会計年度任用職員手当　518 会計年度任用職員共済組合負担金　232 社会保険料等　479 社会保険料　438 雇用保険料　41 会計年度任用職員費用弁償　24 2 総務一般経費　630 使用料　630 テレビ受信料　31 テレビ受信料（過年度分）　599
3 職員手当等	518	
4 共済費	711	
8 旅費	24	
13 使用料及び賃借料	630	
		財源更正
13 使用料及び賃借料	190	1 市民交流センター管理費　190 使用料　190 テレビ受信料　7 テレビ受信料（過年度分）　183
18 負担金補助及び交付金	700	1 文化ホール施設管理費　700 助成金　700 （一財）地域創造助成金　700
12 委託料	1,463	1 その他障害者福祉事業　1,463 委託料　1,463 障害福祉サービスシステム改修委託料　1,463
1 報酬	△ 1,805	1 公立保育所運営事業　1,390 会計年度任用職員報酬　△ 1,805 会計年度任用職員手当　△ 375 会計年度任用職員共済組合負担金　△ 136 社会保険料等　△ 244 社会保険料　△ 218 雇用保険料　△ 20 労災保険料　△ 6 委託料　3,950 調理師派遣業務委託料　3,950
3 職員手当等	△ 375	
4 共済費	△ 380	
12 委託料	3,950	

（款）　　３　民生費
（項）　　２　児童福祉費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
		4	児童手当費	784,357	291	784,648	国庫支出金 291	
	3		生活保護費	268,479	2,287	270,766	1,143	1,144
		1	生活保護総務費	42,036	2,287	44,323	国庫支出金 1,143	1,144
4			衛生費	1,691,582	6,710	1,698,292	6,000	710
	1		保健衛生費	1,048,481	6,710	1,055,191	6,000	710
		7	保健福祉センター管理費	23,682	6,710	30,392	地方債 6,000	710
6			農林水産業費	446,677	21,319	467,996	21,319	
	1		農業費	428,911	21,319	450,230	21,319	
		3	農業振興費	53,103	21,319	74,422	県支出金 21,319	
9			消防費	781,781	1,600	783,381		1,600
	1		消防費	781,781	1,600	783,381		1,600
		1	常備消防費	499,916	1,600	501,516		1,600
10			教育費	2,899,850	106,238	3,006,088	102,517	3,721
	3		中学校費	210,368	34,000	244,368	32,800	1,200
		1	学校管理費	91,170	34,000	125,170	地方債 32,800	1,200
	4		特別支援学校費	26,694	2,530	29,224	2,200	330
		1	学校管理費	16,444	2,530	18,974	地方債 2,200	330

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
12 委託料	291	1 児童手当交付事業事務一般経費 291 委託料 291 システム改修委託料 291
12 委託料	2,287	1 生活保護総務一般経費 2,287 委託料 2,287 生活保護基幹システム改修委託料 2,287
14 工事請負費	6,710	1 保健福祉センター管理費 6,710 工事請負費 6,710 保健福祉センター高圧ケーブル更新工事 6,710
18 負担金補助及び交付金	21,319	1 県農林水産業総合振興事業 21,319 補助金 21,319 県農林水産業総合振興事業費補助金 21,319
13 使用料及び賃借料	1,600	1 消防総務事業 1,600 使用料 1,600 テレビ受信料 68 テレビ受信料（過年度分） 1,532
10 需用費	22,820	1 中学校施設管理費 34,000 修繕料 22,820 施設修繕料 22,820 工事請負費 11,180 中学校高圧ケーブル更新工事 11,180
14 工事請負費	11,180	
10 需用費	2,530	1 特別支援学校施設管理費 2,530 修繕料 2,530 施設修繕料 2,530

３款　民生費　　４款　衛生費　　６款　農林水産業費　　９款　消防費　１０款　教育費

（款）　１０　教育費
　（項）　　５　社会教育費

款　項　目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	5		社会教育費	482,915	34,101	517,016	33,917	184
		2	公民館費	160,383	33,421	193,804	国庫支出金 32,417 地方債 900	104
		3	図書館費	74,237	680	74,917	地方債 600	80
	6		保健体育費	414,945	35,607	450,552	33,600	2,007
		2	体育施設費	89,399	35,607	125,006	地方債 17,600 その他 16,000	2,007

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
14 工事請負費	33,421	1 公民館施設管理費　33,421 工事請負費　33,421 北谷公民館高圧ケーブル更新工事費　1,004 中央公民館太陽光パネル設置工事費　32,417
14 工事請負費	680	1 図書館施設管理費　680 工事請負費　680 図書館高圧ケーブル更新工事費　680
14 工事請負費	35,607	1 運動公園管理費　35,607 工事請負費　35,607 テニスコートナイター照明ＬＥＤ化改修工事費　35,607

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1)総 括

区 分	職員数	給与費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(382) 304	571,823	1,173,842	840,731	2,586,396	487,489	3,073,885	
補正前	(381) 304	569,699	1,173,842	840,588	2,584,129	487,158	3,071,287	
比 較	(1) 0	2,124	0	143	2,267	331	2,598	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	期 末	勤 勉
職員手当の内訳		千円	千円
	補 正 後	321,745	258,467
	補 正 前	321,663	258,406
	比 較	82	61

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給与費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(7) 304	0	1,173,842	734,153	1,907,995	377,338	2,285,333	
補正前	(7) 304	0	1,173,842	734,153	1,907,995	377,338	2,285,333	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給与費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(375) 0	571,823	0	106,578	678,401	110,151	788,552	
補正前	(374) 0	569,699	0	106,435	676,134	109,820	785,954	
比 較	(1) 0	2,124	0	143	2,267	331	2,598	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	期 末	勤 勉
職員手当の内訳		千円	千円
	補 正 後	61,067	45,511
	補 正 前	60,985	45,450
	比 較	82	61

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説　　明	備　　考
	千円		千円	千円	
職員手当	143	その他の増減分	143	その他増減分 143	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中元金償還見込額		
			補正前	補正後		補正前	補正後
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1.普通債	13,299,755	13,588,198	1,314,600	1,374,700	1,028,796	13,874,002	13,934,102
(1)総務	383,607	378,917	24,500	24,500	45,900	357,517	357,517
(2)民生	260,642	250,255	8,800	8,800	12,649	246,406	246,406
(3)衛生	7,002,279	6,935,628	98,600	104,600	249,365	6,784,863	6,790,863
(4)労働	14,425	13,575	1,100	1,100	1,221	13,454	13,454
(5)農林水産業	377,093	379,667	30,400	30,400	32,536	377,531	377,531
(6)商工	163,139	113,296	4,300	4,300	54,723	62,873	62,873
(7)土木	2,605,132	2,432,072	205,600	205,600	358,261	2,279,411	2,279,411
(8)消防	221,218	180,377	225,400	225,400	39,668	366,109	366,109
(9)教育	2,272,220	2,904,411	715,900	770,000	234,473	3,385,838	3,439,938
2.災害復旧債	33,366	35,526	167,800	167,800	10,206	193,120	193,120
(1)補助災害	16,116	15,313	0	0	5,831	9,482	9,482
(2)単独災害	17,250	20,213	167,800	167,800	4,375	183,638	183,638
3.その他	5,863,909	5,246,301	0	0	612,806	4,633,495	4,633,495
(1)減税補てん債	14,410	6,936	0	0	4,924	2,012	2,012
(2)臨時財政対策債	5,498,386	4,953,645	0	0	542,487	4,411,158	4,411,158
(3)退職手当債	57,713	41,227	0	0	16,486	24,741	24,741
(4)減収補てん債	36,000	33,893	0	0	2,109	31,784	31,784
(5)行政改革推進債	257,400	210,600	0	0	46,800	163,800	163,800
合計	19,197,030	18,870,025	1,482,400	1,542,500	1,651,808	18,700,617	18,760,717

議第４９号

令和７年度　見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，３４０，３００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月１３日提出

新潟県見附市長　　稲　田　　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 県支出金		2,513,721	300	2,514,021
	1 県補助金	2,513,711	300	2,514,011
歳　入　合　計		3,340,000	300	3,340,300

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		85,877	300	86,177
	1 総務管理費	79,033	300	79,333
歳　出　合　計		3,340,000	300	3,340,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4 県支出金	2,513,721	300	2,514,021
歳　　入　　合　　計	3,340,000	300	3,340,300

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	85,877	300	86,177
歳　出　合　計	3,340,000	300	3,340,300

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
300			0
300	0	0	0

２　歳　入

（款）　　４　県支出金

（項）　　１　県補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
4			県支出金	2,513,721	300	2,514,021
	1		県補助金	2,513,711	300	2,514,011
		1	保険給付費等交付金	2,513,711	300	2,514,011

（国民健康保険事業特別会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 特別交付金	300	1 特別調整交付金分　300

3　歳　出

（款）　　1　総務費

（項）　　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			総務費	85,877	300	86,177	300	
	1		総務管理費	79,033	300	79,333	300	
		1	一般管理費	79,033	300	79,333	県支出金 300	

（国民健康保険事業特別会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12 委託料	300	1 総務管理一般経費　300 委託料　300 基幹系国保システム改修委託料　300

議第５０号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年見附市条例第２６号）第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

工　事　名	契約金額	契約の相手方	契約の方法	内　　容
建工第１号 見附市役所 庁舎外壁等 改修工事	円 278,300,000	見附市名木野町2870番地2 株式会社笹原建設	制限付 一般競争入札	外壁改修工事　一式 屋上防水改修工事 一式 機械設備工事　一式

議第５１号

財　産　の　取　得　に　つ　い　て

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年見附市条例第２６号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月１３日提出

見附市長　　稲　田　　亮

品　　名	契約金額	契約の相手方	契約の方法	内　　容
	円			
品第２５号 救助工作車 購入	187,104,565	長岡市稲保４丁目713番地２ 船山株式会社	制限付 一般競争入札	救助工作車 （車両・ぎ装） １台

議第５２号

令和７年度　見附市一般会計補正予算（第２号）

令和７年度見附市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３６，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，２６４，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月２６日提出

新潟県見附市長　　稲　田　　亮

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金		3,487,627	135,943	3,623,570
	2 国庫補助金	1,400,115	135,943	1,536,058
19 繰越金		64,841	57	64,898
	1 繰越金	64,841	57	64,898
歳　入　合　計		20,128,000	136,000	20,264,000

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		2,772,119	118,300	2,890,419
	1 総務管理費	2,344,395	118,300	2,462,695
4 衛生費		1,698,292	17,700	1,715,992
	1 保健衛生費	1,055,191	17,700	1,072,891
歳　出　合　計		20,128,000	136,000	20,264,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金	3,487,627	135,943	3,623,570
19 繰越金	64,841	57	64,898
歳　入　合　計	20,128,000	136,000	20,264,000

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費	2,772,119	118,300	2,890,419
4 衛生費	1,698,292	17,700	1,715,992
歳　出　合　計	20,128,000	136,000	20,264,000

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
118,300			0
17,643			57
135,943	0	0	57

２　歳　入

（款）　１４　国庫支出金

（項）　　２　国庫補助金

款	項	目	款　項　目	補正前の額	補　正　額	計
14			国庫支出金	3,487,627	135,943	3,623,570
	2		国庫補助金	1,400,115	135,943	1,536,058
		1	総務費国庫補助金	412,925	135,943	548,868
19			繰越金	64,841	57	64,898
	1		繰越金	64,841	57	64,898
		1	繰越金	64,841	57	64,898

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
3 地方創生臨時交付金	135,943	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　135,943
1 繰越金	57	1 前年度分　57

１４款　国庫支出金　１９款　繰越金

3　歳　出

(款)　　2　総務費

(項)　　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総務費	2,772,119	118,300	2,890,419	118,300	
	1		総務管理費	2,344,395	118,300	2,462,695	118,300	
		16	定額減税及び定額減税補足給付金給付事業費	69,221	118,300	187,521	国庫支出金 118,300	
4			衛生費	1,698,292	17,700	1,715,992	17,643	57
	1		保健衛生費	1,055,191	17,700	1,072,891	17,643	57
		1	保健衛生総務費	510,939	17,700	528,639	国庫支出金 17,643	57

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 報酬	2,250	1 定額減税及び定額減税補足給付金給付事業　118,300 会計年度任用職員報酬　2,250 会計年度任用職員手当　580 会計年度任用職員共済組合負担金　318 社会保険料等　292 社会保険料　267 雇用保険料　25 会計年度任用職員費用弁償　110 通信運搬費　400 郵便料　400 手数料　310 口座振替手数料　310 委託料　40 封入委託料　40 交付金　114,000 定額減税補足給付金　114,000
3 職員手当等	580	
4 共済費	610	
8 旅費	110	
11 役務費	710	
12 委託料	40	
18 負担金補助及び交付金	114,000	
27 繰出金	17,700	1 水道事業会計繰出金（物価高騰関連）　17,700 繰出金　17,700

２款　総務費　　４款　衛生費

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1)総 括

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(383) 304	574,073	1,173,842	841,311	2,589,226	488,099	3,077,325	
補正前	(382) 304	571,823	1,173,842	840,731	2,586,396	487,489	3,073,885	
比 較	(1) 0	2,250	0	580	2,830	610	3,440	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	期 末	勤 勉
職員手当の内訳		千円	千円
	補 正 後	322,045	258,747
	補 正 前	321,745	258,467
	比　較	300	280

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(7) 304	0	1,173,842	734,153	1,907,995	377,338	2,285,333	
補正前	(7) 304	0	1,173,842	734,153	1,907,995	377,338	2,285,333	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

イ. 会計年度任用職員

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(376) 0	574,073	0	107,158	681,231	110,761	791,992	
補正前	(375) 0	571,823	0	106,578	678,401	110,151	788,552	
比 較	(1) 0	2,250	0	580	2,830	610	3,440	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	期 末	勤 勉
職員手当の内訳		千円	千円
	補 正 後	61,367	45,791
	補 正 前	61,067	45,511
	比　較	300	280

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説　　明	備　　考
	千円		千円	千円	
職員手当	580	その他の増分	580	その他増分 580	

議第５３号

令和７年度　　見附市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和７年度見附市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度見附市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　水道事業収益	1,303,000 千円	1,500 千円	1,304,500 千円
第１項　営業収益	1,025,826 千円	△16,200 千円	1,009,626 千円
第２項　営業外収益	277,074 千円	17,700 千円	294,774 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	1,318,000 千円	1,500 千円	1,319,500 千円
第１項　営業費用	1,223,878 千円	1,500 千円	1,225,378 千円

（他会計からの補助金の補正）

第３条　予算第９条中「936 千円」を「18,636 千円」に改める。

令和７年６月２６日提出

新潟県見附市長　　稲　田　　亮

令和７年度　見附市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 水 道 事 業 収 益		1,303,000	1,500	1,304,500
1 営　業　収　益		1,025,826	△ 16,200	1,009,626
	1 給　水　収　益	984,658	△ 16,200	968,458
2 営 業 外 収 益		277,074	17,700	294,774
	2 補　助　金	936	17,700	18,636

支　　出

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 水 道 事 業 費 用		1,318,000	1,500	1,319,500
1 営　業　費　用		1,223,878	1,500	1,225,378
	4 総　係　費	124,740	1,500	126,240

（単位　千円）

節	金　額	説　明
1　給　水　収　益	△ 16,200	基本料金減免
1　他　会　計　補　助　金	17,700	一般会計繰入金

（単位　千円）

節	金　額	説　明
１９委　託　料	1,500	料金システム改修業務委託料

令和７年度　見附市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

千円

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 45,619
減価償却費	646,082
固定資産除却費	13,495
引当金の増減額（△は減少）	17,266
長期前受金戻入額	△ 249,320
受取利息及び受取配当金	△ 3,681
支払利息	71,501
未収金の増減額（△は増加）	△ 6,082
未払金の増減額（△は減少）	25,388
たな卸資産の増減額（△は増加）	858
小　　計	469,888
利息及び配当金の受取額	3,681
利息の支払額	△ 71,501
業務活動によるキャッシュ・フロー	402,068
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 176,192
他会計等からの負担金による収入	64,656
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,536
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	399,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 252,244
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,056
資金増加額又は減少額	437,588
資金期首残高	3,607,695
資金期末残高	4,045,283